平成２６年（フ）第３２号
宮城県石巻市東中里３丁目４番４号　西條住宅、前住所宮城県石巻市垂水町２丁目６番地２
債務者　清水　裕紀
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
神奈川県厚木市飯山890番地５　厚木国際飯山レジデンスＡ―201
債務者　平井　充洋
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２４９号
神奈川県厚木市飯山890番地５　厚木国際飯山レジデンスＡ―201、住民票上の住所山梨県都留市田野倉1015番地２　ハイツリバティー102
債務者　平井　優輝
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８２号
神奈川県南足柄市岩原283番地２
債務者　矢萩　展史
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８３号
神奈川県南足柄市岩原283番地２
債務者　矢萩　　香
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８２号
奈良市西登美ヶ丘６丁目６番７号
債務者　金澤　祥光
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８６号
奈良市恋の窪東町140番地の12　イマジンビル501号
債務者　池井　理加（旧姓長縄）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４２０号
宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田４番地９
債務者　遠藤　栄喜
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
茨城県日立市助川町３丁目６番２―204号
債務者　伊藤　進也
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５０号
茨城県日立市大沼町１丁目19番17―101号
債務者　古川　はる
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５３号
茨城県日立市金沢町４丁目３番25―201号
債務者　岡村麻樹子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４２１号
千葉市中央区末広３丁目25番11号　グリーンハイツ205号
債務者　服部　恒充
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２２号
千葉市中央区末広３丁目25番11号　グリーンハイツ205号
債務者　服部　奇代
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５０９号
千葉市若葉区西都賀２丁目23番５号　メゾンド石橋102号
債務者　鶴岡　舞子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６１号
兵庫県加古郡播磨町二子171―５、住民票上の住所兵庫県三木市大塚２丁目４番15号
債務者　新田賢次郎
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５８号
北海道余市郡余市町大川町19丁目17番地
債務者　金田　純子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６７号
北海道小樽市稲穂４丁目８番16号
債務者　笠　　晃嘉
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部